

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年11月2日

京都市長 桜本頼兼

1 競争入札に付する事項

本件は、下記の(1)ア～ウの工事について、一括して入札し、契約するものである。

(1) 対象となる工事

- ア 消火用配水管敷設工事（その3）
- イ 電線共同溝新設工事（その3）
- ウ 電線共同溝新設（公共関連）工事（その3）

以上3件一括

(2) 工事場所

(1)ア～ウ共に、一般市道安井経5号線他 京都市東山区清水三丁目他地内

(3) 工事概要

ア 工事延長204メートル

消火用配水管敷設工一式、管路工一式他

イ 工事延長247メートル

開削土工一式、埋戻工一式、管路工一式、プレキャストボックス工一式、石
張舗装工一式、道路付属構造物工一式

ウ 工事延長247メートル

舗装工一式、排水構造物工一式、管路工一式、標識工一式、テレビ共聴線工
一式

(4) 工期

(1)アの工事については、契約の日から平成20年3月31日までとする。

(1)イ及びウの工事については、契約の日から330日以内とする。

(5) 支払条件

(1)ア～ウの工事共に、前金払は請負代金の4割を超えない範囲内で支払うことし、部分払はなしとする。

2 入札までの手続

(1) 3の入札参加資格に関する事項について、4に示すとおり入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認めた者を本件入札参加有資格者とする。

(2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。

(3) 当該有資格者に対して設計図書の複写を承認し、当該有資格者が設計図書の複写（有料）を入手することにより入札を行う。

(4) 本件入札は、総合評価方式により行う。その概要は5(1)～(3)において示す。

なお、詳細については、参加資格確認通知時に交付する「電線共同溝新設工事（その3）、電線共同溝新設（公共関連）工事（その3）、消防用配水管敷設工事（その3）落札者決定基準」（以下「落札基準」という。）において示す。

(5) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。ただし、総合評価に係る技術資料等については、4(2)ア(ア)の場所へ持参し、提出することとする。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一名義人のもの又は受任者がいる場合には受任者の名義のもので、かつ、落札決定までの期間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

イ 入札端末機利用者カード（京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第

6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、京都市理財局財務部調度課（以下「調度課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）。

3 入札参加資格に関する事項

本件一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出の日の前日において、現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、申請書を提出した日（(3)にあっては、提出の日から競争入札参加資格確認の日までの間）において次に掲げるすべての条件を満たす者

(1) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づき、平成19年度競争入札参加有資格者格付（土木工事）においてA等級に登録されていること。

(2) 建設業法の土木工事業に係る監理技術者（平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証を交付されている場合は、監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。）を専任で1名以上配置し得ること。

なお、配置予定の技術者については、常勤の自社社員であり、かつ、本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

(3) 本件入札に係る申請書の提出期限から一般競争入札参加資格の確認までの期間において、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(4) 会社関係の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合

は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）の写し

ウ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(2)の技術者を記載し、その者の監理技術者資格者証等の写しを添付すること。

また、当該技術者については、本件入札参加資格確認申請時において、他の工事に配置されておらず、かつ、申請時以降、落札決定の日時までの間においても、他の工事に配置する予定がないこと。

なお、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者の配置及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

(2) 申請書等の交付期間及び交付場所

ア 書面による交付

(ア) 交付場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市理財局財務部調度課工事契約担当

（電話075-222-3313）

(イ) 交付期間

公告の日から平成19年11月9日（金）正午まで。ただし、京都市の休

日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ インターネットからのダウンロード

調度課のホームページに、4(2)ア(イ)の交付期間終了まで、入札公告及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4判の帳票として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 申請書等の提出方法

端末機利用者は、4(2)アの場所及び期間内に、4(1)の書類を持参し、提出すること。

インターネット利用者は、4(2)ア(イ)の期間内に、京都市電子入札システムの本件に係る一般競争入札参加資格確認申請書（以下「電子入札システムの申請書」という。）に必要事項を入力のうえ、4(1)イ及びウに掲げる書類をワード、エクセル（Office2003で扱えること。以下同じ。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。以下同じ。）にして添付し、電子証明書を添えて京都市電子入札システムに送信すること。

申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、申請書等を持参する者は、正午から午後1時までを除く。）とする。

ア 受付場所

4(2)ア(ア)と同じ。

イ 受付期間及び受付時間

4(2)ア(イ)と同じ。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨通知があった者は、速やかに、4(2)ア(ア)の場所で本件工事の設計図書の複写承認申請書及び総合評価に係る落札基準の交付を受けるとともに、本市の指定する印刷所で、本市の指定する期間内に設計図書の写し（有料）を入手すること。

ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

ウ 通知予定期日

平成19年11月14日（水）

エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成19年11月16日（金）午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し、提出すること。

5 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行う。

(1) 技術資料等の提出

必要事項等について記載漏れのない技術資料等を提出すること。

なお、提出期日及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期限 平成19年11月22日（木）午後5時

イ 提出場所 4(2)ア(ア)と同じ。

(2) ヒアリングの実施

配置する予定の監理技術者に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施することがある。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じない場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

(3) 技術資料の評価

入札参加資格の確認結果通知の際に交付する落札基準に定めるところにより総合的に評価する。

なお、本件の配置予定技術者については、落札決定基準において、平成9年度以降に元請として受注し、技術資料提出の日までに完成済みの国又は地方公共団体が発注した同種工事A及び同種工事Bのいずれか又は両方に監理技術者として従事した実績を評価することとしている。この場合において、同種工事Aとは、供用中の道路における電線共同溝工事で施工延長が200メートル以上の工事をいい、同種工事Bとは、石畳舗装の車道における工事で施工延長が100メートル以上の工事をいう。

6 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)に示す通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定の日時までの間に、3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第29条第1

項の規定により定めた競争入札参加停止を受けたとき。

- (4) 5(1)に示す技術資料について、落札基準に示す欠格事項に該当するときのほか、必要事項等について記載漏れのないものを提出期限までに提出しなかったとき。
なお、技術資料を提出しない場合には、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、参加停止措置を行う。

- (5) その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

7 入札方法等

- (1) 技術資料による提案の取扱い

技術提案による設計変更は行わないが、落札者となった場合には、入札時の技術提案に基づき、本件工事の施工を行うこと。

- (2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(5)の方法により入札すること。

- (3) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていかなければならない。

また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(2)ア(イ)の期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（4(2)アの場所及び期間内に4(1)の書類を別途提出し、入札参加資格があると認められた者に限る。）が入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる（入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。）。

- (4) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カ

ドの発行を受け入札すること。

- (5) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と
するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業
者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。
- (6) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。
- (7) 落札者は、技術資料等の評価による得点を入札価格で除すことによって得た数
値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入
札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行ったときは、同制度
に基づく調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないと認めるときは、
その者との契約を行わないことがある。また、落札者となるべき者の評価内容によ
つては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認めると
認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことにな
るおそれがあると認めるとき、著しく不適当であると認められるときは、その者の次
に総合評価点が高い者を落札者とすることがある。
なお、最も高い総合評価点を得た者が二者以上あるときは、入札価格がより低
い者を落札者とする。この場合において、入札価格が同額である者が複数ある場
合には、入札価格が同額である者の中から抽選により落札者を決定する。
- (8) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二つ以上あるとき
は、その者の商号（法人にあっては名称）、予定価格及び低入札価格調査制度に
係る調査基準価格を入札の前に公表する。
- (9) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が一者であるときは、
規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

8 入札期間及び開札日時等

(1) 入札期間

平成19年12月3日（月）、4日（火）及び5日（水）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(2) 入札を行う者は、次のア又はイの方法により、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者役職及び氏名を記載したうえ、ワード、エクセル又はPDFファイルにして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印したうえで、封入、封かんし、封筒表面にも工事名及び工事場所、会社の商号又は名称を記載して、入札期間の終了までに4(2)ア(ア)の場所に持参すること。

(3) 上記(2)の積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 開札日時

平成19年12月6日（木）午前10時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札した旨を開札日の午前10時以降に、以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が端末機利用者である場合

電話により通知する。

(5) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者である場合

平成19年12月7日（金）午前9時から同月12日（水）午後5時まで（ただし、休日を除く。）の期間に、来庁時の口頭又は電話による問い合わせがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかつた理由について書面による説明を求める場合は、平成19年12月12日（水）までに、その旨記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し、提出すること。

(6) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、平成19年12月7日（金）午後1時から4(2)ア(ア)の場所で閲覧に供し、併せて調度課のホームページにおいて公表する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

1(1)ア～ウの工事共に、納付を要する。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行つた場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 4(2)ア(7)に同じ。
- (5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

（理財局財務部調度課）